

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

職員職の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

例(昭和四十年十二月鳥取県条例第四十六号)の施行期日は、昭和四十一年一月一日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次第四章第三節中「第四款 肢体不自由者更生施設(第四十三条―第四十五条)」を「第四款 肢体不自由者更生施設(第四十三条―第四十五条)」を「第四款の二 精神薄弱者援護施設(第四十五条の二・第四十五条の三)」に改める。

第十条厚生援護課の項第十九号中「肢体不自由者厚生施設」の下に「精神薄弱者援護施設」を加える。

第四章第三節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 精神薄弱者援護施設

(名称及び位置)

第四十五条の二 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された精神薄弱者援護施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立鹿野かちみ園			気高郡鹿野町

(分掌事務)

第四十五条の三 精神薄弱者援護施設は、十八才以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行なう事務を分掌する。
第五十五条の表を次のように改める。

名	称	位	置
鳥取県立喜多原学園		西伯郡伯仙町	

附則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「・校長」を削る。

附則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の項中「奨徳学校」を「喜多原学園」に改める。

別表第四の知事の事務部局の項中

「奨徳学校」校 長 を

「喜多原学園」園 長 に改める。

附則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規

則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「**養徳学校の校長**」を「**喜多原学園の園長**」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

養徳学校	児童と起居を共にする校長、主任、教護及び教母
	児童と起居を共にしない主任及び教母

を

喜多原学園	児童と起居を共にする主任、教護及び教母
	児童と起居を共にしない園長、主任及び教母

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

養徳学校	校長
------	----

を

「喜多原学園 園 長」

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。